最終更新日：2021年3月24日

そーせいグループ株式会社

代表執行役会長兼社長 CEO 田村眞一
問合せ先：法務・コンプライアンス部　平田 知広　03-5210-3292
証券コード：4565
www.soseiheptares.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、日本初の国際的なリーディングバイオベンチャーを目指し、更なる事業拡大に向けた事業運営体制の構築を進めていますが、中長期的な企業価値の向上を図るためには、効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要な経営課題の一つであると認識しています。そのため、社外取締役の活用や監査委員会、会計監査人、内部監査部門間の連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮するとともに、株主の皆様を始め、従業員、取引先、顧客、債権者、消費者、地域社会等の様々なステークホルダー(利害関係者)に対する説明責任を果たすことなどで、経営の公正性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスのさらなる向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガナバンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
五味　大輔	6,350,000	7.88
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 9)	4,029,200	5.00
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	3,580,100	4.44
TAIYO HANEI FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	2,029,900	2.52
ファイザー株式会社	1,885,136	2.34
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,427,884	1.77
RBC IST 15 PCT LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT (シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1,382,500	1.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,347,795	1.67
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505227 (常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,339,500	1.66
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (香港上海銀行東京支店カストディ業務部)	1,325,812	1.65

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月

業種	医薬品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
遠山 友寛	弁護士											
加賀 邦明	他の会社の出身者											
デビッド・ロブリン	他の会社の出身者											
永井智亮	他の会社の出身者											
ロルフ・ソダストロム	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
遠山 友寛		○	○	○	―――	遠山友寛氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与した経験はないものの、大手法律事務所のパートナー弁護士として国際的な企業法務に関する豊富な経験、専門知識を有しており、その専門的見地から当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営、ガバナンス体制を更に強化することができるものと判断し、社外取締役として選任した。

加賀 邦明	○		○	○	―――	加賀 邦明氏は、日本有数の化学、製薬企業において要職を歴任しており、その豊富な経験と専門知識を活かして、当社の経営全般に助言いただく事で、当社の経営に対する監督を更に強化する事ができるものと判断し、社外取締役として選任した。
デビッド・ロブリン	○	○		○	―――	デビッド・ロブリン氏は、医師として臨床に携わった後、大手製薬企業においてヨーロッパにおける研究開発部門のヘッド及びシニア・ヴァイスプレジデントを務める等、製薬業界で優れた実績を持つ人物である。その豊富な経験と専門知識を活かして、当社の研究開発全般に助言いただく事で、当社の経営に対する監督を更に強化する事ができるものと判断し、社外取締役として選任した。
永井智亮			○	○	―――	永井智亮氏は、大手証券会社のコーポレート部門で要職を歴任した後、大学の法学部教授を務められました。その豊富な経験と専門知識を活かして、当社の経営全般に助言いただく事で、当社の経営、ガバナンス体制をさらに強化できるものと判断し、社外取締役として選任した。
ロルフ・ソダストロム		○	○	○	―――	ロルフ・ソダストロム氏は、英国の会計士の資格を有し、ヨーロッパ、北米、アジアの企業などでファイナンス関係のリーダーとしてM&A、リスク・マネジメント、ガバナンスなどの幅広い経験と実績を有しています。その豊富な経験と知識を活かし、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営、ガバナンス体制を更に強化することができるものと判断し、社外取締役として選任した。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
指名委員会	3	0	1	2	社内取締役
報酬委員会	4	0	1	3	社外取締役
監査委員会	4	0	0	4	社外取締役

【執行役関係】

執行役の人数	6名

兼任状況

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
田村　眞一	あり	あり	○	○	なし
マルコム・ウィアー	なし	なし	×	×	なし
クリス・カーギル	なし	なし	×	×	なし
ティム・タスカー	なし	なし	×	×	なし
吉住　和彦	なし	なし	×	×	なし
安井　忠良	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する従業員は、監査委員長の指揮命令に従い、インターナルオーディット部と連携してその職務を行う。当該職務の遂行に関する評価は監査委員会が行い、当該従業員の異動については、監査委員会の同意を得るものとする。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、年間の監査方針及び監査計画を定め、定期的に取締役及び執行役からその職務の遂行に関する報告を受けています。
会計監査人との連携に関しては、会計監査人より、年間の監査計画の説明を受け、その後各四半期末及び期末時点で、監査の手続や監査結果について会計監査人から直接報告及び説明を受けています。これらの活動を通じて、会計監査人の適格性及び独立性を評価し、会計監査人が行う監査の相当性の評価を行っています。
内部監査部門との連携に関しては、インターナルオーディット部より財務報告に係る内部統制を含めた内部監査に関する計画や結果の説明を受け、必要に応じて内容や方法につき指導するとともに関係部門との協議を行っています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社では、2019年度から、従来の株式報酬型ストックオプションに替えて、取締役に対して事後交付型株式報酬（RSU）制度を、執行役に対してRSU制度及び業績連動型株式報酬（PSU）制度を導入しております。制度の概要は、以下のとおりですが、具体的な内容については有価証券報告書にて開示しております。

1) RSU：事後交付型株式報酬制度
一定の勤続条件を満足した場合に当社普通株式の割当てを行う制度です。
2) PSU：業績連動型株式報酬制度
あらかじめ定めた業績目標の達成度に応じて当社普通株式の割当てを行う制度です。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役・執行役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示
（個別の執行役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

役員報酬額については、有価証券報告書等で全役員の報酬総額を開示しており、さらに報酬等の総額が1億円以上である者については個別開示をしております。これらの開示書類は、全て当社ホームページでもご覧いただけます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1) 基本方針
当社の役員報酬は、優秀な人材の確保及び当社グループの企業価値の向上と持続的成長に向けた経営戦略遂行のインセンティブとすることを基本方針として決定しています。
取締役の報酬は、当社グループの経営に対する監督機能の向上を図るため、グローバルな観点で優秀な人材を当社の取締役として確保し、その監督機能を有効に機能させるとともに、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、企業価値の向上に積極的に貢献することを報酬決定に関する方針としています。
執行役の報酬は、当社のビジョンと戦略を実現するための意欲を一層高め、中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するとともに、個人の役割と成果を反映することを報酬決定に関する方針としています。
役員報酬の決定は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会において、社外取締役の委員長のもと透明性を確保し、公正かつ適正に行っています。

2) 取締役報酬
取締役報酬は、定額の基本報酬（年俸）及び株式報酬をその内容としています。上記に記載の通り、2019年度から事後交付型株式報酬（RSU）制度を導入しています。取締役には、賞与その他の業績連動報酬を支給していません。
報酬水準は、基本報酬については他社状況等を勘案して決定し、株式報酬については基本報酬額を基準として付与するRSUの基準ユニット数（株式数）を決定しています。
なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給していません。

3) 執行役報酬
執行役報酬は、各執行役の役割と前年度の業績評価に応じた基本報酬(年俸)、業績目標の達成度合いに応じた賞与及び株式報酬をその内容としています。上記に記載のとおり、2019年度から従来の株式報酬型ストックオプションに替えて事後交付型株式報酬（RSU）制度及び業績連動型株式報酬（PSU）制度を導入しています。
報酬水準は、基本報酬については、利用可能な外部調査機関のデータベースを参考として役員が活動・居住する国における比較対象企業の報酬水準等を勘案の上、前年度の実績その他会社への貢献度の評価に基づき決定しています。賞与については、基本報酬額に個人別に定める一定の割合を乗じた額を基準額として各人の業績目標の達成度合いに応じて決定しています。各執行役の業績評価は、代表執行役の意見を参考にして報酬委員会が行い、報酬額の決定を行っています。株式報酬については基本報酬額に個人別に定める一定の割合を乗じた額を基準として付与するRSU及びPSUの基準ユニット数（株式数）を決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会やその他会議に関する社外取締役への連絡及び情報提供につきましては、担当役員または事務局より電話やeメール等を使用し適時行っております。その業務を円滑に行うため、各関連セクションが内容に応じて必要書類の作成作業等を分担し、当該役員をサポートする体制をとっております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1) コーポレートガバナンス体制
当社は、経営の監督機能の強化と透明性の向上、意思決定の迅速化などを図ることを目的として、指名委員会等設置会社制度を採用しています。この体制のもとで当社は、経営の監督機能と業務執行機能を明確に分離し、業務執行の権限を大幅に執行役に委譲しており、経営の効率性と監督機能の強化を図る観点から適切な体制であると判断しています。

2) 取締役会・執行役
取締役会は、6名の取締役(うち5名が社外取締役)で構成され、当社グループの経営の基本方針を決定し、執行役及び取締役の職務の執行を監督しています。また、経営の基本方針の決定にあたっては、持続的成長と企業価値の向上を実現するための経営戦略に関する審議を十分に行っています。取締役のうち1名は、代表執行役を兼務しています。
当社は、取締役を10名以内とする旨を定款で定めており、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。
執行役は、代表執行役1名を含む6名であり、取締役会により当社の業務執行の決定及び遂行を授権されています。

3) 社外取締役
当社の社外取締役は5名であり、各社外取締役と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。
当社は、社外取締役の選任に際しては、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保と経営陣からの独立性の確保が重要であるとの観点から、経歴や当社との関係を踏まえて、独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しています。また当社は、当社グループと特別な利害関係はなく、一般株主・一般投資家と利益相反の生じる恐れは無いと判断された社外取締役として遠山友寛氏、加賀邦明氏、デビッド・ロブリン氏、永井智亮氏及びロルフ・ソダストロム氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

4) 各委員会
＜指名委員会＞
指名委員会は、社外取締役2名及び代表執行役を兼務する取締役1名で構成され、取締役の選任・再任・解任等に関する議案の内容を決議しています。取締役候補者の選任に当たっては、当社グループのグローバルな事業展開に相応しい各分野における実績・経験を有することを選定基準の一つとしています。

＜報酬委員会＞
報酬委員会は、社外取締役3名及び代表執行役を兼務する取締役1名で構成され、取締役及び執行役の報酬内容決定の方針を決定するとともに、これに基づく個人別の報酬の内容を各人の業績その他の会社への貢献度などを考慮した上で決定しています。

＜監査委員会＞
監査委員会は、社外取締役4名で構成されており、取締役及び執行役の職務執行の監査並びに会計監査人の選任及び解任等に関する議案の内容を決定しています。監査委員会に常勤の監査委員は置いていませんが、内部監査部門と緊密に連携して監査を実施しています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化にあたって、指名委員会等設置会社は、数ある諸策の中で最も実効性の高い手段の一つであると認識しております。指名委員会等設置会社では、経営の執行と監督を分離し、社外取締役が過半数を占める3委員会を設置することで、経営監督の実

行性を高めております。一方、執行役に対して業務執行権限を大幅に委譲することにより、機動的な業務執行を可能としています。これらの取組みを通じてコーポレート・ガバナンスの機能を高め、企業価値の継続的増大・発展を目指してまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様にご出席いただけるように、原則株主総会の集中日を避けて実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	三井住友信託銀行株式会社のインターネットによる議決権行使サイトを通じて実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英訳を作成し、当社ホームページや株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを通じて投資家へ提供しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	例年CEO、CFOが実施していた個人投資家説明会は、2020年は新型コロナウイルス流行の影響で実施できませんでしたので、2021年よりオンラインに切り替えて実施予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、本決算・中間決算発表時(年2回)に説明会を実施しております。 その他、経営に重大な影響を及ぼすと判断される事象が発生した場合にも適宜説明会を開催しております。 また、説明会終了後、説明会の模様をオンデマンド配信にて動画或いは音声にして配信を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	対外的に公表している資料につきましては、原則ホームページにて掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRを主業務とした、IR & コーポレートストラテジー部を設置しております。	
その他	SNS等を通じて、より効果的な情報発信及び当社独自技術の理解促進に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コーポレートガバナンス規程で、社内外のステークホルダーに対して、当社の基本方針を明らかにしている。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページでは、法定開示書類をはじめとする開示内容を周知しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の効率性の確保、遵法経営の徹底、財務報告等の信頼性の確保、リスクの適切な管理などの観点から、取締役会において、会社法に基づく内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、その徹底を図っています。基本方針の概要及び運用状況は、以下のとおりです。

1)基本方針の概要

a. 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する従業員は、監査委員長の指揮命令に従い、インターナルオーディット部と連携してその職務を行う。当該職務の遂行に関する評価は監査委員会が行い、当該従業員の異動については、監査委員会の同意を得るものとする。

b. 取締役（監査委員である取締役を除く）執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会への報告に関する体制

・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する行為等を知った当社及び子会社の役員及び従業員は、監査委員会に報告するものとし、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

・インターナルオーディット部は、監査委員会に対し、内部監査の実施状況及び内部通報の状況を適時、適切に報告する。

c. その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・インターナルオーディット部は、内部監査の方針・計画等について監査委員会と事前協議を行い、監査に関する情報交換を行うなど、監査委員会と緊密に連携する。

・当社は、監査委員から監査委員会の職務の遂行に必要な費用の前払い又は償還の請求を受けたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

d. 執行役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令遵守及び企業倫理の徹底を当社グループの企業行動原則として定め、子会社を含めすべての役員及び従業員に周知徹底する。また、独立した内部通報窓口を設置して適切に運用する。

・インターナルオーディット部は、当社及び子会社における職務の執行に関する内部監査を実施する。

e. 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に関する情報は、社内規程等に従い適切に作成、保管、管理する。

f. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社グループの事業運営に関連するリスクについて、具体的な対応方針及び対策を決定し、子会社を含めて適切にリスク管理を実施する。

・重要な経営判断においては、取締役会等において十分に議論を尽くし、必要に応じて外部専門家の意見も踏まえたうえで意思決定を行う。

g. 執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・執行役の担当業務並びに当社及び子会社の役員及び従業員の職務権限を明確に定めるとともに、規程類に従い業務執行状況の報告及び重要事項の審議を機動的に行う。

・業務効率の向上のためのシステム構築を推進する。

h. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・社内規程に従い子会社の業務遂行状況の報告を受けるとともに、子会社に対し、業務の適正を確保するための体制整備に関する指導・支援を行う。

・インターナルオーディット部は、子会社に対する内部監査の結果に基づき、子会社に対する改善の指示・勧告を行う。

・当社グループの財務報告の適正性の確保に努めるとともに、その評価、維持、改善等を行う。

2)運用状況

a. コンプライアンス体制

当社グループは、当社グループに共通して適用する企業行動原則を制定しており、海外子会社においても研修を実施するなど、周知徹底に努めておりますまた、外部に内部通報窓口を設置し通報案件に対して適切に対応するほか、インターナルオーディット部が内部監査計画に従い、当社グループ各社の内部監査を実施しています。

b. 情報保存管理体制

当社は、文書管理規程その他の規程に従い、取締役会、各委員会等の議事録その他の業務執行に関する文書を適正に作成、保管、管理しています。

c. リスク管理体制

当社は、当社グループにおける重要な投資案件や技術提携案件などについては、外部の専門家の意見なども踏まえて取締役会において十分な審議を行い、意思決定を行っています。また、インターナルオーディット部は、当社及び子会社のリスク管理体制について、内部監査の結果を踏まえた指導を行っています。

d. 効率的かつ適正な職務執行体制

当社グループは、各社の職務権限規程により役員及び従業員の職務権限を明確に定めるとともに、当社グループの業務が効率的かつ適正に行われるよう、関係会社管理規程において子会社の親会社に対する報告、親会社による子会社の監督・指導を適切に行う旨を定め、これを実施しています。また、当社は、毎月の取締役会において子会社の業務遂行状況の報告を受けています。インターナルオーディット部は、内部監査の結果に基づき、必要な改善指示を行っています。

e. 監査委員会の職務執行体制

監査委員会及び監査委員会の職務を補助する従業員は、随時、インターナルオーディット部との連携を図り、職務を遂行しています。監査委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ、当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び従業員に報告を求めています。また、内部通報案件については、その対応状況について報告を受けています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動原則」において、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを明示するとともに、反社会的勢力対応規程において取引先の調査など、具体的な対応方法等を規定しております。また、警察及び弁護士等の外部機関と連携し情報収集に努めております。

V その他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

1) 適時開示体制の概要
当社グループは、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることを通じて企業価値の向上を目指すことを基本姿勢とし、東京証券取引所の適時開示関係規則に従い、適時･適切な会社情報の開示を厳守すべく、以下の社内体制を通じて情報開示を行っております。

2) 決定事実、発生事実、決算情報について
a. 決定事実
当社の決定事実については、所管部署と情報開示責任部署が連携し適時開示要否を一次判断し、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者により適時開示が必要と判断された案件について、重要情報の種別により定められた決定機関(取締役会、株主総会)による決定後、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

b. 発生事実
当社の発生事実については、所管部署にて発生事実を認識した時点で情報開示責任部署と連携し適時開示要否を一次判断し、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者により適時開示が必要と判断された案件について、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

c 決算情報
当社の決算情報については、経理部が関係各部署と調整の上、決算情報の開示書類(決算短信等)を作成、決定機関(取締役会)による承認後、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。又、業績予想等の決算情報については、経理部が中心となって関連情報（子会社に係るものを含む）の収集にあたり、適時開示情報となり得る可能性が生じた時点で、経理部と情報開示責任部署が連携し適時開示の要否の判定や、開示内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定を経て、情報取扱責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

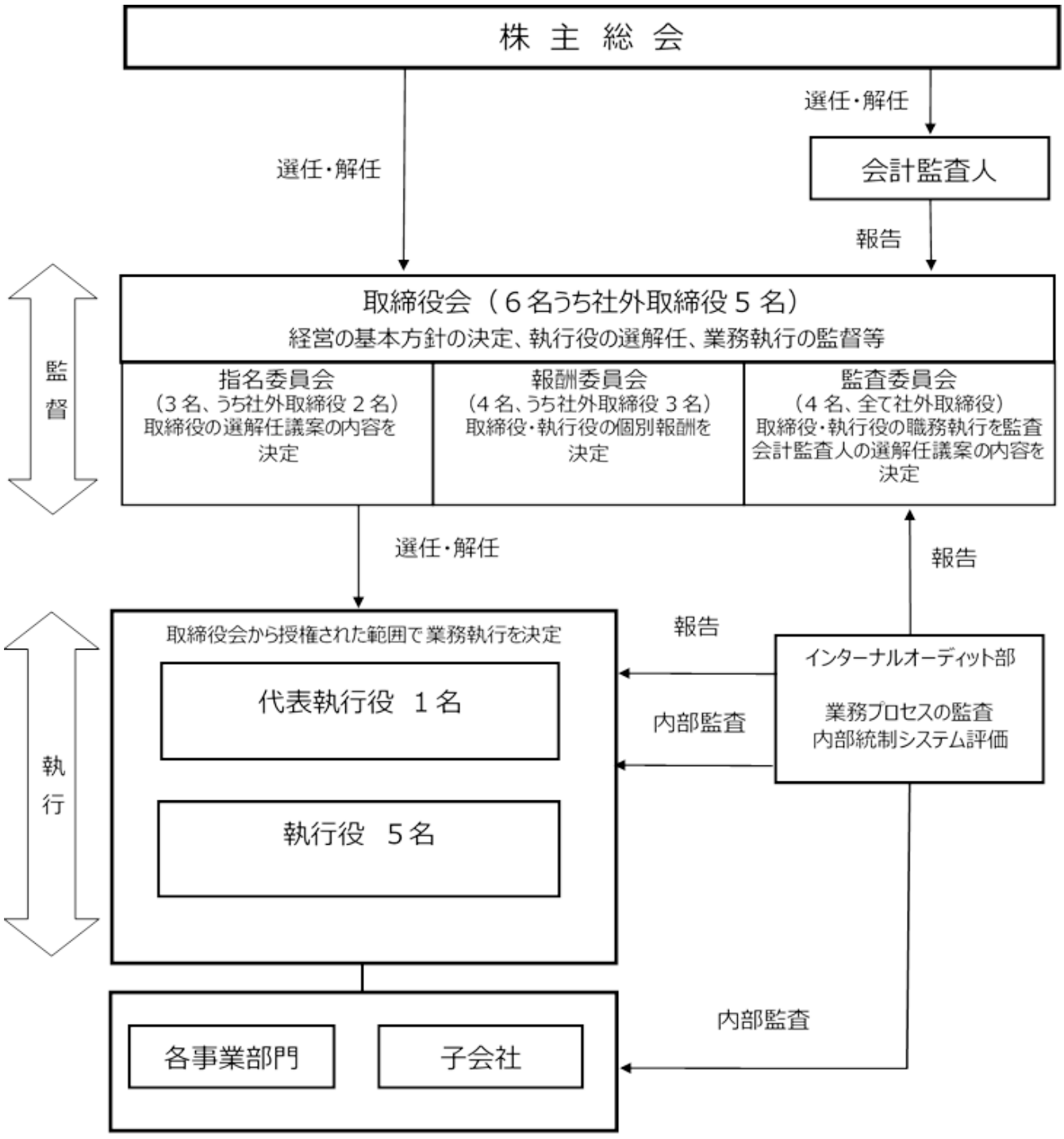
株 主 総 会
選任・解任
会計監査人
選任・解任
報告
監督
取締役会（６名うち社外取締役５名）
経営の基本方針の決定、執行役の選解任、業務執行の監督等
指名委員会
（３名、うち社外取締役２名）
取締役の選解任議案の内容を決定
報酬委員会
（４名、うち社外取締役３名）
取締役・執行役の個別報酬を決定
監査委員会
（４名、全て社外取締役）
取締役・執行役の職務執行を監査
会計監査人の選解任議案の内容を決定
選任・解任
報告
執行
取締役会から授権された範囲で業務執行を決定
代表執行役 １名
執行役 ５名
報告
内部監査
インターナルオーディット部
業務プロセスの監査
内部統制システム評価
内部監査
各事業部門
子会社